

改正

平成25年3月11日本部訓令甲第4号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成28年3月22日本部訓令甲第6号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号
令和3年3月12日本部訓令甲第4号
令和3年7月26日本部訓令甲第10号
令和6年3月7日本部訓令甲第10号
令和7年10月1日本部訓令甲第20号

群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（昭和29年群馬県警察本部訓令甲第19号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 申立て等（第4条—第10条）
- 第3章 懲戒審査委員会（第11条—第20条）
- 第4章 懲戒処分（第21条—第24条）
- 第5章 訓戒等（第25条—第27条）
- 第6章 所属長措置（第28条）
- 第7章 地方警務官の特例（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、職員の懲戒の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する群馬県警察の職員（会計年度任用職員を含む。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- （2）所属長 群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）第3条に規定する所属長をいう。
- （3）懲戒処分 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項から第3項までの規定に基づく戒告、減給、停職又は免職の処分をいう。
- （4）訓戒等 第25条又は第26条の規定に基づく訓戒又は注意をいう。
- （5）懲戒手続 懲戒処分又は訓戒等を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

（規律違反）

第3条 職員が国家公務員法第82条第1項各号又は地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合は、これを規律違反とする。

第2章 申立て等

（規律違反の申立て）

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて書面により本部長に申し立てることができる。

2 本部長は、前項の規定による申立てがあった場合は、所属長又は監察官（警務部首席監察官、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）及び警務部監察官をいう。以下同じ。）に事実の調査（以下「事実調査」という。）を命ずるものとする。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、前条第2項の規定により本部長から命ぜられた場合、所属職員に規律違反があると認める場合又は所属職員の規律違反について申告があった場合は、直ちに事実調査を行い、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書（別記様式第1号）に次の証拠及び身上調査書（別記様式第2号）を添えて本部長に申し立てなければならない。

- (1) 事実調査の対象となった職員（以下「対象職員」という。）の聴取書又は始末書。ただし、対象職員が聴取若しくは始末書の提出を拒否した場合又は所在不明の場合その他やむを得ない事由があり、対象職員の聴取書若しくは始末書が得られない場合は、事実調査書
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- (4) その他の証拠
（監察官の責務）

第6条 監察官は、第4条第2項の規定により本部長から命ぜられた場合、職員に規律違反があると認める場合又は職員の規律違反について申告があった場合は、直ちに事実調査を行い、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、前条に準じて本部長に申し立てなければならない。

2 監察官は、前項の規定による事実調査を遂行するため、次の措置をすることができる。

- (1) 警察本部及び警察署の書類、簿冊、装備品、保管物等を査察すること。
- (2) 対象職員及び関係人を指定する期日及び場所に招致し、事情聴取すること。
- (3) 関係職員に対し、必要な資料を提出させ、必要によりその説明を求めること。
（相互協力等）

第7条 所属長及び監察官は、第5条又は第6条の規定による事実調査を行う場合は、当該事実調査が円滑に行われるよう相互に協力するとともに、当該事実調査上参考となる事項について、相互に連絡するものとする。

2 監察官は、前項の規定による所属長に対する協力に当たっては、前条第2項に規定する措置をすることができる。

（弁明の機会の付与）

第8条 監察官は、第5条又は第6条の規定による事実調査の結果、懲戒手続に付する必要があると認めた場合は、対象職員に弁明の機会を付与し、これを聴取するものとする。ただし、対象職員がこれを拒否した場合、弁明する意思がない場合又は所在不明の場合その他やむを得ない事由があり、対象職員が弁明することができない場合は、この限りでない。

2 監察官は、対象職員が前項の規定による弁明の聴取を拒否した場合は、当該対象職員に対し、指定した期日までの間に限り、弁明書を提出することができることを教示するものとする。

（対象職員の責務等）

第9条 対象職員は、第5条又は第6条の規定による事実調査に対し、誠実に協力しなければならない。

2 対象職員は、前条第2項の規定による教示を受けた場合は、弁明書を提出することができる。この場合において、指定された期日までに弁明書が提出されなかったときは、弁明する意思がないものとみなす。

（勤務に関する指示等）

第10条 本部長は、第4条から第6条までの規定による懲戒手続の申立て（以下「懲戒手続申立て」という。）があった場合において、必要があると認めるときは、所属長に対し、被申立者（懲戒手続申立ての対象となった職員をいう。以下同じ。）の勤務に関する所要の指示を行い、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品を回収して、保管するよう命じるものとする。

2 本部長は、前項の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は支給品若しくは貸与品を交付するよう命じるものとする。

第3章 懲戒審査委員会

（懲戒審査委員会）

第11条 職員の規律違反の事実を審査するため、警察本部に群馬県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第12条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、警務部長とする。

3 委員は、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、監察官、警務部警務統括官及び警務部警務課長とする。

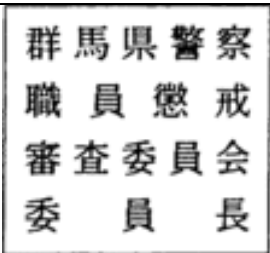
(委員長の職務)

第13条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故がある場合は、委員のうち、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代行する。

(公印)

第14条 委員長の公印の制式及び公印保管責任者は次表のとおりとし、その保管、取扱い等については群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令甲第6号）の規定を準用する。

名称	ひな形	寸法	公印保管責任者
群馬県警察職員懲戒審査委員会委員長		21ミリメートル平方	監察課長

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、警務部監察課において処理する。

(審査の下命)

第16条 本部長は、懲戒手続申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認めるときは、懲戒審査命令書（別記様式第3号）に証拠を添えて速やかに委員長に当該事案の審査を命ずるものとする。

2 委員長は、前項の規定により審査を命ぜられた場合は、被申立者にその旨を通知するものとする。ただし、被申立者が所在不明の場合は、通知を省略することができる。

(委員会の審査)

第17条 委員長は、本部長から審査を命ぜられた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、被申立者その他関係者の出席を求めることができる。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

5 委員長は、規律違反が軽微、定型的等で委員会を開催する必要がないと認めた場合は、持ち回りにより審査をすることができる。

(除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に関与することができない。

(委員会の記録)

第19条 委員会は、審査の状況を明らかにするため、懲戒審査委員会議事録（別記様式第4号）を作成しなければならない。ただし、第17条第5項の規定により持ち回り審査をする場合は、この限りでない。

(委員会の報告)

第20条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から報告書（別記様式第5号）により本部長に報告するものとする。

第4章 懲戒処分

(懲戒処分)

第21条 本部長は、懲戒処分を行う場合は、前条の規定による委員会の報告を尊重して行うものとする。

2 本部長は、懲戒処分を行う場合は、被申立者に対し、懲戒処分書（別記様式第6号）及び処分説明書（別記様式第7号）を交付して行うものとする。ただし、被申立者がその受領を拒んだときは、その拒んだときをもって書面の交付があったものとみなす。

3 前項の文書の交付に際し、これを受けるべき者が所在不明の場合は、その内容を公告（別記様式第8号）により群馬県報に掲載して交付に代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときをもって文書の交付があったものとみなす。

4 停職の処分を受けた者の支給品及び貸与品の取扱いについては、第10条の規定を準用する。
（懲戒手続中の退職等）

第22条 被申立者は、前条第2項に規定する書面が交付されるまでは退職することができない。

2 被申立者が懲戒手続中に職務を放棄した場合は、原則として、免職の処分とする。
（公安委員会への報告）

第23条 本部長は、懲戒処分を必要と認める懲戒手続申立てを受けた場合は、速やかにその概要を群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。ただし、緊急に委員会の審査を行う必要があるときは、委員会終了後に審査結果を付して公安委員会に報告するものとする。

2 本部長は、懲戒処分を行った場合は、速やかに処分結果等を公安委員会に報告しなければならない。

（記録）

第24条 監察課長は、懲戒台帳（別記様式第9号）を備え付け、懲戒処分があった場合は、その内容を記載しなければならない。

第5章 訓戒等

（訓戒）

第25条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微であり、懲戒処分の必要がないと認める場合は、訓戒を行うことができる。

2 前項の訓戒は、規律違反の内容又は程度により所属長（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）第2条第2号に規定する所属の長に限る。以下「課長等」という。）に行わせることができる。

3 訓戒は、訓戒書（別記様式第10号）を交付して行うものとする。

4 所属長は、所属職員が訓戒を受けた場合は、その都度、誓約書を添付の上、訓戒報告書（別記様式第11号）により監察課長を経て本部長に報告するものとする。

（注意）

第26条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微であり、前条の措置を講ずる必要がないと認める場合は、注意を行うことができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の注意について準用する。この場合において、「訓戒」とあるのは「注意」と、「訓戒書（別記様式第10号）」とあるのは「注意書（別記様式第12号）」と、「訓戒報告書（別記様式第11号）」とあるのは「注意報告書（別記様式第13号）」と読み替えるものとする。

（訓戒等の記録）

第27条 監察課長は、訓戒・注意台帳（別記様式第14号）を備え付け、訓戒等があった場合は、その内容を記載しなければならない。

第6章 所属長措置

（所属長措置）

第28条 所属長（課長等に限る。）は、所属職員の規律違反が極めて軽微であり、懲戒手続申立てをする必要がないと認める場合は、口頭嚴重注意等必要な措置を講ずることができる。ただし、疑義のあるものについては、監察課長と事前に協議するものとする。

2 警務部長は、組織規則第2章第4節に掲げる職（部に置かれる職及び課長等に限る。）にある職員の規律違反が極めて軽微であり、懲戒手続申立てをする必要がないと認める場合は、前項に準じて必要な措置を講ずることができる。

第7章 地方警務官の特例

（地方警務官の特例）

第29条 本部長又は警務部長は、地方警務官に訓戒等を行う場合又は前条第2項の規定による措置を

行う場合は、国家公安委員会の承認を得なければならない。

- 2 この訓令の規定にかかわらず、地方警務官の規律違反について、地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程（昭和29年国家公安委員会規程第2号）に定めがある場合は、これによるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令施行の際、現に被申立者となっている者に係る懲戒手続については、なお従前の例による。

（群馬県警察職員の任命等の発令形式及び辞令様式に関する訓令の一部改正）

- 3 群馬県警察職員の任命等の発令形式及び辞令様式に関する訓令（昭和40年群馬県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（群馬県警察の服務に関する訓令の一部改正）

- 4 群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成25年3月11日本部訓令甲第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。〔以下略〕
（経過措置）
- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕
（経過措置）
- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月22日本部訓令甲第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和3年3月12日本部訓令甲第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年7月26日本部訓令甲第10号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和6年3月7日本部訓令甲第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年3月15日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和7年10月1日本部訓令甲第20号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式省略